

# 登米市消費生活通信

2022年 第7号 (10月)

## 「おトクにお試しだけ」のつもりが「定期購入」に？

SNSや動画投稿サイト、検索サイト等に表示される「お試し〇円」「初回無料」「いつでも解約可能」という広告を見て、サプリメントや化粧品を申し込んだところ、2回目以降が高額な定期購入だったという相談が多く寄せられています。



**【相談事例①】** スマホのアプリに美白化粧品が「お試し500円」の広告があり、販売サイトにアクセスし注文した。数日後、頼んでいないのに同じ商品が2個届いた。販売業者にメールすると「あなたの注文したコースではお試し品を含め全部で3回、総額25000円を支払った後でないと解約ができない」という返信がきた。1回だけ購入して解約したい。

**【相談事例②】** 動画広告を見て「初回500円」という定期購入のダイエットサプリを申し込んだ。2回目からは5000円と高くなるが、いつでも解約できると書いてあり、すぐに解約すればいいと思っていた。しかし、解約のため何度も電話をかけているがつかまらない。

### ★ アドバイス ★

●通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。「お試し」「初回限定〇%オフ」などお得感を強調した商品の注文を確定する前には、必ず契約内容をしっかり確認しましょう。

#### ★ 確認するポイント ★

##### ① 1回限りの購入ですか？

「〇ヶ月コース」「定期」「自動更新」などの表示があれば2回目以降も届きます。

##### ② 2回目からはいくらですか？

「初回価格」と「2回目以降」の価格は違います。

##### ③ 解約の方法は？

1回限りで・簡単に・無料で解約できますか？



◆上記①～③の内容については、改正特定商取引法により最終確認画面で明確に表示しなければなりません。令和4年6月1日以降、誤認させる表示により申し込みをした消費者は、契約を取り消せる可能性があります。 困ったときには消費生活相談窓口にご相談しましょう。



## 子どものオンラインゲーム高額課金に注意！！

「親の知らない間に、未成年者の子どもが無断でオンラインゲームに高額課金をしてしまった」という相談が多く寄せられています。

**【相談事例①】**小学生の子どもにスマートフォンを貸して、無料のオンラインゲームをさせていたら、キャリア決済で10万円を超える課金をしていた。課金通知メールは子どもが削除していたため気が付かなかった。子どもはお金がかかっているとは認識していなかった。



**【相談事例②】**小学生の子どもが使っていないスマートフォンでゲームをし、親の財布から無断でクレジットカードを持ち出し、オンラインゲームで課金をしていた。後日、高額な請求書が届いた。未成年者取り消しを申し出たら断られた。



**【注】** 未成年者が親権者等の承諾なく契約を結んだ場合、原則として、民法で定められた未成年者取消権により契約を取り消すことができます。しかしオンラインゲームの場合、保護者のアカウントを利用している場合や成人と偽って課金している場合等、ゲーム会社等が子どもによる課金と判断することが難しい場合には、取り消しや返金が認められないケースがあります。



## 子どものオンラインゲーム課金のトラブルを防ぐために！



- ◇オンラインゲームで課金する場合のルールを家族で話し合みましょう。
- ◇子どもが使う端末では※ペアレンタルコントロールを利用し、購入や支払いなどの上限額を設定するのも有効です。
- ◇クレジットカードやキャリア決済のパスワードをしっかりと管理しましょう。クレジットカードの利用ごとに決済完了メールが届くよう設定することで早期に気づくことができ、高額な課金を防ぐことができます。
- ◇子どもが使用するゲーム機やスマートフォン等に決済情報を残さないようカード情報を削除しておきましょう。
- ◇現金やクレジットカードは、子どもが見つけにくい所に管理しましょう。

※ペアレンタルコントロールとは、スマホアプリや家庭用ゲーム機のプラットフォームで、親が子どもの利用できるコンテンツやソフトウェアの種類を制限し、利用時間を制限したり、操作記録を取ったりする機能です。

# 訪問して買い取りを行う業者に要注意！！

## 【相談事例】



「不用品があれば買い取る」という電話があり来訪を承諾した。後日業者が来訪し、長年ダンスにしまい込んでいた着物を見せたところ「他にアクセサリーや貴金属はないか」と聞かれたので、亡き夫からもらった指輪やネックレスなど数点を出した。すると、合計 5000 円の明細書とお金を渡され、アクセサリーを持ち帰られてしまった。形見のアクセサリーを出してしまったことを後悔して、買い戻したいと連絡したところ「商品は別の業者に渡してしまった」と言われた。渡したアクセサリーを取り戻したい。

他にも、「ウクライナに送る冬物の衣類を買い取りたい」という電話があり来訪を承諾したら、訪問した業者に貴金属を見せろと言われた、などのウクライナ情勢を悪用したトラブルも生じていますので注意して下さい。

## ひとこと助言！！

### ※突然訪問してきた購入業者には対応しない！

- 買い取り業者が、消費者の自宅を突然訪問して勧誘することは禁止されています。
- 買い取り業者の訪問を受ける場合は、できるだけ一人で対応せず、信頼できる人に同席してもらいましょう。



### ※事前に買い取りを承諾した物品以外は売らない！

- 買い取り業者は、消費者が事前に買い取りを承諾していない物品について勧誘することは禁止されています。
- 承諾した物品を売却した際は、物品の種類や特徴、買い取り価格、買い取り業者の名称、連絡先、クーリング・オフ等について記載された契約書面の交付を求めて下さい。

何でも買い  
取ります！



### ※売却後、8 日間は物品を引き渡さない！

- 消費者はクーリング・オフ期間中（法律で定められた書面交付から 8 日以内）物品の引き渡しを拒否することができます。



### ※むやみに貴金属を見せない、触らせない！

- 売るつもりのない貴金属等の売却を迫られても、物品を見せず、キッパリ断りましょう。





## 消費者トラブルから身を守るために

### ▼ 「自分は大丈夫」と思わない ▼

「自分はトラブルにあうはずがない」と思っていませんか。しかし、このような人ほど警戒心が薄く、被害に遭いやすいのです。「自分は大丈夫」などという思い込みや過信をせず、日頃から警戒心を持つことが、トラブルを防ぐことにつながります。

### ▼ こんな場面に注意！ ▼

次のような場面では「もしかしたら、怪しいかも」と警戒しましょう。

- ・ 信頼する人から勧誘される
- ・ 芸能人や有名人が勧めている
- ・ 有利な（おいしい）話ばかりを強調する
- ・ 不安や迷いに付け込む

むやみに信じてはいけません。冷静に判断しましょう。



### ▼ はっきり断る ▼

必要のない場合は、曖昧な返事をせずはっきり断りましょう。断るときは多少の礼儀を欠いたとしても、相手の言葉に一切耳を傾けず、できるだけ早くはっきりと拒否しましょう。「今すぐ決めてください」などと迫ってきたら、断るのが安全です。しつこい場合は警察へ相談しましょう。

### ▼ 一人で悩まず相談する ▼



しつこい勧誘や後悔している契約などは一人で悩まず、友人や家族など、信頼する人に相談することも大切です。一人で対処しようとせずに、周囲の人に協力を仰ぎましょう。

消費者トラブルから身を守る更なる心構えとして、ためらわずに消費生活相談窓口等に相談するということも覚えておきましょう。

## 登米市消費生活相談窓口

☎ 0220-58-2117

（相談時間 月～金（祝祭日・年末年始を除く）8：30～16：30）

登米市南方町新高石浦130（登米市役所南方庁舎 市民生活課内）

★消費者ホットライン「188(いやや!)」 最寄りの相談窓口をご案内します。